

平成 26 年 8 月 4 日

## 「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」の開催について

標記の検討会を以下のとおり開催します。第2回検討会の傍聴を希望される方は、後記2（4）の申込要領によりお申し込みください。

### 1 会議の趣旨

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談の質の向上を図るとともに、全国的に消費者にとって身近なところで消費生活相談員による専門的な消費生活相談及びあっせんが受けられる体制作りを目指し、消費生活相談員資格試験制度等に関して検討する。

### 2 第2回消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会について

（1）開催日時：平成26年8月11日（月）15：00～17：00

（2）場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1211会議室  
（東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館12階）

（3）主な議題：

消費生活相談員資格試験の内容について

- ・消費生活相談員の職務と求められる知識及び技術
- ・消費生活相談員資格試験の内容に関する論点 等

（4）申込要領：

ア 下記メールアドレス宛てに、平成26年8月6日（水）17時までにお申し込みください。その際、件名は「検討会傍聴希望」とし、本文に傍聴希望者の1. 氏名、2. 組織名・所属名、3. 電話番号、4. メールアドレスを御記入ください。複数の傍聴希望者をまとめて申し込む場合は、人数分の氏名等の記入をお願いします。

メールアドレス： g.shikakuseido@caa.go.jp

イ 申込者多数の場合は、1組織・団体等につき1名とさせていただきます、それでも定員を超える場合は抽選とさせていただきます。傍聴の可否（抽選の結果を含む。）については、記入いただいたメールアドレス宛てに連絡いたします。

(5) 傍聴者への留意事項：

ア 入館に当たっては本人確認を行いますので、写真付き身分証明書（免許証など）を持参してください。

イ 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

ウ アラーム付きの時計、携帯電話、ポケットベル等の機器については、音が出ることをないようにしてください。

エ 写真及びビデオ撮影は、会議冒頭のみ可とします。

オ 会議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることは御遠慮ください。また、傍聴の方からの御質問はお受けしません。

カ 傍聴中のお食事及び喫煙は御遠慮ください。

キ 会議中は静粛にお願いします。会議の妨害となるような行為は謹んでください。

ク 危険物を携行している方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りします。

※ 上記の事項を遵守されない場合は、退場していただくことがあります。

○問合せ先

消費者庁 消費者教育・地方協力課

検討会傍聴窓口：03-3507-9124